同じ。）への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いが高いものから順にその周波数の範囲の希望を優先する。この場合において、当該申請の当該事項への適合の度合いが同じ申請があるときは、次に掲げるものの周波数の範囲の希望を優先する。

1　一の申請が既存事業者以外の者によるものの場合は、当該既存事業者以外の者のもの

2　前号の場合以外の場合は、二の申請について別表第三の二の事項への適合の度合いを審査し、当該事項への適合の度合いの高いもの

七　前三項の審査に当たっては、申請期間（法第二十七条の十三第三項の規定により公示された期間をいう。以下同じ。）内に提出された本開設指針に係る開設計画の認定の申請について、前後なく受け付けたものとして扱うものとする。

八　認定開設者は、毎年度の四半期ごと又は総務大臣から求めを受けた場合に、認定を受けた開設計画の進捗を示す書類を総務大臣に提出しなければならない。

九　総務大臣は、前項の規定により認定開設者から提出された書類について、本開設指針及び認定を受けた開設計画に基づき適切に実施されていることを確認し、当該書類の概要及び確認の結果をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

十　認定開設者は、認定日後新たに他の既存事業者を合併若しくは分割（無線局をその用に供する事業の全部を承継させるものに限る。）若しくは無線局をその用に供する事業の全部の譲渡しの相手方とし、又は他の既存事業者及び広帯域移動無線アクセスシステム事業者（以下「既存事業者等」という。）と別表第二の十一4㈠から㈥までに掲げる者と同等の関係となってはならない。

十一　一、八二五MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数の指定を受けた一・七GHz帯全国バンド認定開設者は、一、七四九・九MHzを超え一、七五〇MHz以下又は一、八四四・九MHzを超え一、八四五MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信（設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信をいう。以下同じ。）を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

十二　三・四GHz帯全国バンド認定開設者は、三、四〇〇MHzを超え三、四八〇MHz以下の周波数を使用して宇宙無線通信の業務を行う地球局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

十三　三・四GHz帯全国バンド認定開設者が三・四GHz帯全国バンド認定開設局を最初に開設しようとするときは、三・四GHz帯全国バンド特定基地局及びその通信の相手方である陸上移動局の送信を開始する時刻及び任意の一〇ミリ秒における送信時間の調整等同期をとるための具体的な措置に関する事項その他他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者の無線局及び既存の無線局の運用を阻害する混信その他の妨害の防止に係る必要な事項について、あらかじめ他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者及び既存事業者（三、四八〇MHzを超え三、六〇〇MHz以下の周波数を使用する者に限る。次項において同じ。）の間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を行わなければならない。

十四　三・四GHz帯全国バンド認定開設者が三・四GHz帯全国バンド特定基地局を最初に開設しようとするときは、当該三・四GHz帯全国バンド特定基地局の設置により宇宙無線通信の電波の受信を行う受信設備の運用に支障を与えるおそれがある旨を周知させること及び当該受信設備を設置している者からの問合せに対応するための窓口を設置することその他の体制の整備についてあらかじめ他の三・四GHz帯全国バンド認定開設者及び既存事業者との間で協議し、合意した上で、当該合意した事項を共同して行わなければならない。

十五　一・七GHz帯東名阪以外バンド認定開設者は、東名阪区域において一、七六五MHzを超え一、七八五MHz以下又は一、八六〇MHzを超え一、八八〇MHz以下の周波数を使用して携帯無線通信を行う無線局の運用を阻害する混信その他の妨害を防止するための具体的な対策を講じなければならない。

十六　三・四GHz帯全国バンド認定開設者にあっては、第十三項及び第十四項により合意したときは、合意の内容を示す書面の写しを速やかに総務大臣に提出しなければならない。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　認定日が平成三十年四月一日以後となる場合においては、第二章第一項、第四章第一項並びに別表第三の一2及び同一9柱書並びに同表の二中「八年」とあるのは「七年」と、第三章第一項並びに別表第三の一2、同一3及び同一9柱書並びに同表の二中「五年」とあるのは「四年」と、別表第三の一10中「二年」とあるのは「一年」と読み替えるものとする。

別表第一　開設計画に記載すべき事項

一　特定基地局の整備計画に関する事項

1　一・七GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈠、三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈡及び㈣並びに一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局の開設計画にあっては次の㈢に掲げる無線局の開設数に関する年度（認定日の属する年度から認定日から起算して十年を経過した日の属する年度までの各年度に限る。以下この表において同じ。）の末日ごと及び都道府県ごとの計画

㈠　一・七GHz帯全国バンド特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

㈡　三・四GHz帯全国バンド特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

㈢　一・七GHz帯東名阪以外バンド特定基地局（屋内等に設置するものを除く。）

㈣　次に掲げる技術のうち、一以上の技術を用いる三・四GHz帯全国バンド特定基地局（屋内等に設置するもの及び陸上移動中継局を除く。）であって、当該特定基地局の無線設備の信号の伝送速度が平成二十六年総務省告示第三百四十七号（第四世代移動通信システムの導入のための特定基地局の開設に関する指針を定める件）第四項第二号に規定する無線設備の信号の伝送速度と同等以上であり、かつ、当該特定基地局の無線設備と接続する電気通信回線設備の信号の伝送速度が当該特定基地局の無線設備の信号の伝送速度と同等以上であるもの（以下「高度特定基地局」という。）

(1)　空間分割多重方式

(2)　適応多値変調

(3)　キャリアアグリゲーション技術

2　三・四GHz帯全国バンド特定基地局の開設計画にあっては、高度特定基地局の開設数に関する年度の末日ごと及び特定ひっ迫区域（平成二十六年総務省告示第三百四十七号別表第一の2に規定する特定ひっ迫区域をいう。以下別表第三の一3において同じ。）ごとの計画